

府民公募型整備事業委員会（丹後広域振興局）開催要領

（趣旨）

第1 この要領は、府民公募型整備事業（以下「整備事業」という。）における、府民公募型整備事業委員会（丹後広域振興局）（以下「委員会」という。）を開催するために必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2 委員会は、丹後広域振興局における整備事業の事業箇所の採択に関する事項について意見を聴取することを目的とする。

（委員）

第3 委員会の委員は、別表1及び2に掲げる者とする。

2 広域振興局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（運営）

第4 座長は、委員会の進行を行う。

- 2 招集する委員は、別表1の委員とし、意見を聴取する事案がある場合は別表2の委員も招集する。
- 3 委員がやむを得ない事由により出席できないときは、当該委員の指示を受けた者が広域振興局長の承認を得て、代理出席することができる。
- 4 委員会は、公開を原則とする。ただし、広域振興局長が必要と認めた場合は、非公開とすることができます。

（その他）

第5 この要領に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、広域振興局長が定める。

附 則

この要領は、平成21年5月8日から施行する。

この要領は、平成22年7月6日から施行する。

この要領は、平成24年6月11日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

| | |
|------------------|-------|
| 京丹後市社会福祉協議会長 | 磯田 勵一 |
| 宮津市建設部長 | 山根 洋行 |
| 京丹後市建設部長 | 中西 和義 |
| 伊根町地域整備課長 | 白須 剛 |
| 与謝野町建設課長 | 吉田 達雄 |
| 京都府丹後広域振興局企画総務部長 | 前田 尚 |
| 京都府丹後広域振興局建設部長 | 吉岡 正男 |

別表 2

| | |
|------------------|-------|
| 京都府教育庁管理部管理課長 | 段野 裕之 |
| 京都府警察本部交通部交通規制課長 | 姫野 敦秀 |